メンタルコーチ等派遣事業補助金交付要項

1　目　的

国民スポーツ大会で活躍が期待される選手やターゲットエイジの選手等が大会本番で力を発揮できるよう、競技団体が実施する講習会や強化練習会等にメンタルコーチ等の派遣を行い、スポーツメンタル、スポーツメディカル分野からの競技力向上を図る。

2　補助対象

国民スポーツ大会の競技力向上のために下記の取組を必要とする競技団体

（1）国民スポーツ大会で活躍が期待される選手が、自分の力を発揮できるようにするための専門的なメンタルトレーニング等

（2）選手の力を発揮させるためのメンタルトレーニング等指導者講習会

3　補助対象経費

（1）交通費	講師の旅費、高速道路使用料
（2）宿泊費	講師の宿泊費 （県内外一泊１５，０００円（税込）以内を原則とする。）
（3）使用料賃借料	会場借上料、競技用器具使用料
（4）報償費	指導に伴う講師謝礼　※上限1回２０，０００円とする。
（5）需用費	消耗品費、移動に伴う燃料費
（6）役務費	振込手数料、通信運搬費、障害保険料

4　事務手続き

希望調査票提出　競技団体は、指定期日までに本会へ希望調査書を提出する。

↓

審議、決定　希望調査に基づき強化・育成委員会で対象競技団体、補助金の額等を決定する。

↓

補助金の内示　本会から関係競技団体に補助金額等を内示する。

↓

補助金申請　関係競技団体は本会へ補助金交付申請書を提出する。

↓

補助金交付　本会は関係競技団体へ交付決定を通知する。

↓　同時に関係競技団体の口座に補助金を振り込む。

事業実施　**（令和８年４月１日～令和９年２月末日）**

↓

事業実績報告　競技団体は、事業終了後２週間以内（但し３月１０日まで）に本会へ報告する。

↓

確定通知　本会から関係競技団体へ額の確定通知を行う。

5　補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6　この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

平成３１年４月１日一部改正

令和　３年４月１日一部改正

令和　６年４月１日一部改正

令和　７年４月１日一部改正

令和　８年４月１日一部改正